

保険検査マニュアル新旧対照表（格付制度の見直し）

改定前				改定後			
信用リスク検査用マニュアル				信用リスク検査用マニュアル			
○ 自己査定に関する検査について (別表)				○ 自己査定に関する検査について (別表)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
1. 債権の分類方法	(略)	(略)	(略)	1. 債権の分類方法	(略)	(略)	(略)
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 信用格付	債務者の財務内容、 格付機関 による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行う。また、信用格付は、次に定める債務者区分と整合的でなければならない。	<p>信用格付が行われている場合には、信用格付が、債務者の財務内容、格付機関の格付、信用調査機関の情報などに基づき、合理的な格付となっているか、信用格付と債務者区分の概念とが整合性のとれたものとなっているかを検証する。</p> <p>また、被検査保険会社内部のデータに基づき信用格付を行っている場合は、当該データの信頼性及び標本数が十分であるかを検証する。当該データが不十分と認められる場合には、外部の信用調査機関等のデータをもって補完されているかを検証する。</p> <p>さらに、債務者の業況及び今後の見通し、格付機関による当該債務者の格付の見直し、市場等における当該債務者の評価などに基づき、必要な見直しが定期的にかつ必要に応じて行われるとともに、信用格付の正確性が監査部門により検証されているかを検証する。</p>	(注)「 格付機関 」とは、「 企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関を指定する件 」による 格付機関 をいう。 以下同じ。	(2) 信用格付	債務者の財務内容、 信用格付業者 による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行う。また、信用格付は、次に定める債務者区分と整合的でなければならない。	信用格付が行われている場合には、信用格付が、債務者の財務内容、 信用格付業者の格付 、信用調査機関の情報などに基づき、合理的な格付となっているか、信用格付と債務者区分の概念とが整合性のとれたものとなっているかを検証する。	(注)「 信用格付業者 」とは、 金融商品取引法第2条第36項に定める信用格付業者 のこという。以下同じ。
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 担保による調整	担保により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良担保の処分可能見込額により保全されているものについては、非分類とし、一般担保の処分可能見込額により保全されているものについては、Ⅱ分類とする。また、担保評価及びその処分可能見込額の算出は以下のとおりとする。	左記に掲げるとおり、担保により保全措置が講じられているものが区分され、担保評価及びその処分可能見込額の算出が合理的なものであるかを検証する。	(略)	(4) 担保による調整	担保により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良担保の処分可能見込額により保全されているものについては、非分類とし、一般担保の処分可能見込額により保全されているものについては、Ⅱ分類とする。また、担保評価及びその処分可能見込額の算出は以下のとおりとする。	左記に掲げるとおり、担保により保全措置が講じられているものが区分され、担保評価及びその処分可能見込額の算出が合理的なものであるかを検証する。	(略)
① 優良担保	国債等の信用度の高い有価証券、満期返戻金のある保険等（満期返戻金のある保険・共済、預金、貯金、掛け金、元本保証のある金銭の信託をいう。以下同じ。）及び決済確実な商業手形等をいう。	<p>左記に掲げる担保が優良担保とされているかを検証する。</p> <p>イ. 「国債等の信用度の高い有価証券」とは、次に掲げる債券、株式、外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。</p> <p>（債券） (イ)～(ニ) (略) (ホ) 格付機関による直近の格付符号が「B BB (トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(株式)</p>	(略)	① 優良担保	国債等の信用度の高い有価証券、満期返戻金のある保険等（満期返戻金のある保険・共済、預金、貯金、掛け金、元本保証のある金銭の信託をいう。以下同じ。）及び決済確実な商業手形等をいう。	左記に掲げる担保が優良担保とされているかを検証する。	(略)

改定前				改定後				
		(イ)・(ロ) (略) (ハ) 格付機関 による直近の格付符号が「B BB (トリプルB)」相当以上の債券を發 行する会社の株式 (外国証券) (イ)～(ニ) (略) (ホ) 格付機関 の格付符号が「B BB (ト リブルB)」相当以上の債券を發行してい る会社の發行するすべての債券及び同債券 を發行する会社の發行する株式 なお、国債等の信用度の高い有価証券以 外の有価証券を担保としている場合には、 処分が容易で換金が可能であるなど、流動 性及び換金性の要件を充たしたものでなけ ればならない。 口.・ハ. (略)				(イ)・(ロ) (略) (ハ) 信用格付業者 による直近の格付符号が 「B BBB (トリプルB)」相当以上の債券 を發行する会社の株式 (外国証券) (イ)～(ニ) (略) (ホ) 信用格付業者 の格付符号が「B BB (ト リブルB)」相当以上の債券を發行してい る会社の發行するすべての債券及び同債券 を發行する会社の發行する株式 なお、国債等の信用度の高い有価証券以 外の有価証券を担保としている場合には、 処分が容易で換金が可能であるなど、流動 性及び換金性の要件を充たしたものでなけ ればならない。 口.・ハ. (略)		
②～④ (略)	(略)	(略)	(略)	②～④ (略)	(略)	(略)	(略)	
(5)～(12) (略)	(略)	(略)	(略)	(5)～(12) (略)	(略)	(略)	(略)	
2. 有価証券の 分類方法				2. 有価証券の 分類方法				
(1)・(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(1)・(2) (略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 時価評価の 対象となっ ていない有価証 券（満期保有 目的の債券、 責任準備金対 応債券、子会 社・関連会社 株式及び時価 を把握するこ とが極めて困 難と認められ るその他有価 証券）				(3) 時価評価の 対象となっ ていない有価証 券（満期保有 目的の債券、 責任準備金対 応債券、子会 社・関連会社 株式及び時価 を把握するこ とが極めて困 難と認められ るその他有価 証券）				
① 債券	債券については、原則として、以下のイ～ ハの区分に応じて分類を行う。 イ. 非分類債券 次の債券については、原則として、帳簿 価額を非分類とする。 (イ)～(ニ) (略) (ホ) 格付機関 による直近の格付符号が「B BB (トリプルB)」相当以上の債券を發 行している会社の發行するすべての債券 口.・ハ. (略)	イ. 債券について、左記に掲げるとおり、分 類されているかを検証する。 (略) 口. (略)		① 債券	債券については、原則として、以下のイ～ ハの区分に応じて分類を行う。 イ. 非分類債券 次の債券については、原則として、帳簿 価額を非分類とする。 (イ)～(ニ) (略) (ホ) 信用格付業者 による直近の格付符号が 「B BB (トリブルB)」相当以上の債券 を發行している会社の發行するすべての 債券 口.・ハ. (略)		イ. 債券について、左記に掲げるとおり、分 類されているかを検証する。 (略) 口. (略)	
② 株式	株式については、原則として、以下のイ～ ハの区分に応じて分類を行う。	株式について、左記に掲げるとおり、分類 されているかを検証する。		② 株式	株式については、原則として、以下のイ～ ハの区分に応じて分類を行う。		株式について、左記に掲げるとおり、分類 されているかを検証する。	

改定前				改定後				
<p>イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) (略) (ロ) 格付機関による直近の格付符号が「B B B (トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式 ロ. ハ. (略)</p> <p>③ 外国証券 外国証券については、原則として、以下のイ、ロの区分に応じて分類を行うものとする。</p> <p>イ. 非分類外国証券 次の外国証券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) (ロ) (略) (ハ) 格付機関の格付符号が「B B B (トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式 ロ. (略)</p> <p>(以下略)</p>	(略)	(略)	(略)	<p>イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) (略) (ロ) 信用格付業者による直近の格付符号が「B B B (トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式 ロ. ハ. (略)</p> <p>③ 外国証券 外国証券については、原則として、以下のイ、ロの区分に応じて分類を行うものとする。</p> <p>イ. 非分類外国証券 次の外国証券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) (ロ) (略) (ハ) 信用格付業者の格付符号が「B B B (トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式 ロ. (略)</p> <p>(以下略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)

○ 債却・引当に関する検査について

(別表)

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考
1. 貸倒引当金	(略)	(略)	(略)
(1) 一般貸倒引当金	(略)	(略)	(略)
(2) 個別貸倒引当金及び直接償却	(略)	(略)	(略)
①・② (略)	(略)	(略)	(略)
③ 特定海外債権引当勘定	特定海外債権引当勘定については、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等に応じて対象となる国が決定され、当該国の外國政府等、外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権のうち特定海外債権引当勘定の対象となる債権が明確である必要がある。また、対象となる債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた額を予想損失額とし、当該予想損失額に相当する額を特定海外債権引当勘定に計上する。 (略)	特定海外債権引当勘定については、対象国、対象債権、予想損失率及び予想損失額の算定方法が合理的なものであるかを検証する。特に予想損失率の算定方法は、債権売買市場における特定国の債権の売却可能額、 格付機関 による当該国の格付等を斟酌し、合理的なものとなっているかを検証する。 (略)	
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)

○ 債却・引当に関する検査について

(別表)

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考
1. 貸倒引当金	(略)	(略)	(略)
(1) 一般貸倒引当金	(略)	(略)	(略)
(2) 個別貸倒引当金及び直接償却	(略)	(略)	(略)
①・② (略)	(略)	(略)	(略)
③ 特定海外債権引当勘定	特定海外債権引当勘定については、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等に応じて対象となる国が決定され、当該国の外國政府等、外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権のうち特定海外債権引当勘定の対象となる債権が明確である必要がある。また、対象となる債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた額を予想損失額とし、当該予想損失額に相当する額を特定海外債権引当勘定に計上する。 (略)	特定海外債権引当勘定については、対象国、対象債権、予想損失率及び予想損失額の算定方法が合理的なものであるかを検証する。特に予想損失率の算定方法は、債権売買市場における特定国の債権の売却可能額、 信用格付業者 による当該国の格付等を斟酌し、合理的なものとなっているかを検証する。 (略)	
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)